

## 京都市木材地産表示制度実施要領

京都市域産材供給協会

### (目的)

第1条 この要領は、京都市木材地産表示制度実施要綱（以下、「要綱」という。）第8条3項で定める京都市木材地産表示制度（以下、「表示制度」という。）の具体的な運用に必要な事項を定めるものである。

### (出荷証明書)

第2条 要綱第3条第3項に規定する出荷証明書の様式は、京都市認証木材出荷証明書（1号様式）とする。

2 任意の様式の使用を希望する生産事業者は、あらかじめ任意様式使用届出書（2号様式）を京都市域産材供給協会（以下、「協会」という。）に届け出て、承認を得なければならない。

### (生産事業者の登録)

第3条 要綱第5条に定める生産事業者の登録を希望する者（以下、「申込者」という。）は、登録申込書（3号様式）を協会へ提出する。

2 協会は、前項の申込書を受け付けた場合、要綱第5条第1項各号の規定に基づき審査し、審査結果通知書（4号様式）により審査の結果を申込者へ通知する。申込者は、審査の実施に当たり、協会の求めに応じて現地調査の受け入れ、追加資料の提出等に速やかに応じなければならない。

3 前条の審査に合格した者は生産事業者登録証発行申請書（5号様式）を協会へ提出し、協会は生産事業者登録証（6号様式）を交付する。

4 生産事業者登録証の有効期間は、生産事業者登録証の発行日から翌4月30日までとする。登録期間の延長を希望する生産事業者は、生産事業者登録証発行申請書（5号様式）を協会へ提出する。

5 生産事業者は、登録内容に変更が生じた場合、速やかに協会へ登録内容変更報告書（7号様式）を提出しなければならない。

### (生産事業者の登録料)

第4条 要綱第5条第3項に規定する登録料及びその納入期日は別表に定めるところとする。

2 納入期日までに登録料の納入が確認できない生産事業者に対しては、前条第3項に定める生産事業者登録証を交付しない。

3 納入された登録料は、いかなる場合であっても返金しない。

(生産事業体への調査)

第5条 協会は、生産事業体に対して、京都市認証木材の生産に使用する原木丸太等の調達量及び京都市認証木材の出荷量の調査（以下、「仕入量・出荷量調査」という。）を行う。

- 2 仕入量・出荷量調査は、4月1日から9月30日までと10月1日から3月31日までの2期に分けて実施する。
- 3 生産事業体は、京都市内産原木丸太等仕入台帳（8号様式）及び京都市認証材出荷台帳（9号様式）により、協会へ指定する期日までに報告しなければならない。
- 4 生産事業体は、協会から追加調査及び追加資料の提出依頼等があった場合、速やかに応じなければならない。

(生産事業体への監査及び指導)

第6条 協会は要綱第6条の規定に基づき、生産事業体に対して監査を実施する。監査の実施時期、対象、内容等については、前条で規定する仕入れ量・出荷量調査の結果を基に、京都市と協議の上決定する。

- 2 協会は、監査を実施する日の14日前までに、監査対象となる生産事業体へ監査を実施する旨の通知を行うものとする。
- 3 協会は、表示制度が適切に運用されていないと認められるときは、生産事業体に対して指導を行う。指導を受けた生産事業体は、是正した内容を協会へ報告しなければならない。

(生産事業体の登録取消)

第7条 生産事業体が要綱第7条に規定する事項のいずれかに該当し、かつ、第6条第3項に規定する指導に対して是正が認められない場合、協会は生産事業体の登録を取り消し、生産事業体登録取消通知書（10号様式）により通知する。

- 2 京都市及び協会は、登録を取り消した場合、名称及びその理由を公表することができる。

(その他)

第8条 表示制度の運用について必要な事項は、この要領に定めるもののほか、協会会長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から運用する。

別表

登録料	12,000円/年 ただし、年度途中で生産事業体の登録を行ったものは、登録を行った月を含めた月割りの登録料とする。
納入期日	第3条第4項に規定する生産事業体登録証発行申請書を提出する前日又は協会が定める期日のいずれか早い期日